

官報

号外

昭和二十四年十一月九日

○第六回衆議院會議錄第六号

昭和二十四年十一月八日(火曜日)

議事日程 第五号

午後一時開議

一 國務大臣の演説

第一 お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案(内閣提出)

第二 日本銀行政策委員会委員任命につき事後承認の件

第三 統計委員会委員長任命につき事後承認の件

第四 外国為替管理委員会委員任命につき事後承認の件

第五 訴追委員辞任の件

●本日の會議に付した事件
吉田内閣總理大臣の施政方針に関する演説

日程第一 お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案(内閣提出)

日程第二 日本銀行政策委員会委員任命につき事後承認の件

日程第三 統計委員会委員長任命につき事後承認の件

日程第四 外国為替管理委員会委員任命につき事後承認の件

日程第五 訴追委員辞任の件

訴追委員の補欠選挙

午後一時七分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

一 國務大臣の演説

○議長(幣原喜重郎君) 内閣總理大臣より施政の方針に關して發言を求められ、おります。これを許します。内閣總理大臣吉田茂君。

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 本日ここに施政方針に關し私は所見を述べること、欣快といたします。

今日國民が最も熱望いたしておりますことは、平和條約締結の一日も早くらんことであります。(拍手)最近外電はしきりに米英兩國が條約準備中の旨を伝えております。これは米英の、わが國民の終戦以來自省耐乏、條約及び占領政策を誠実に遵守した等の努力に對する好意ある理解の結果と私は考えるのであります。(拍手)

獨立を回復して國際団体に復帰の日、のようやく近からんことを考えますと、まことに諸君とともに御同慶の至りであります。(拍手)まず、その実現を確実ならしむるために、わが國が國際社会の一員としてはずかしからざる民主文化の國家であることを内外に実証することが、唯一の確実ならしめる方法であると考えるのであります。米國政府の勧誘により、最近學術、労働、通商等各般の國際會議にオブザーバーとして招請を受けること、うやく多く、外國との交通の自由も漸次回復いたしました、各種の國際協定への参加、通商協定の締結等、事実上國交回復の實をあげつつありますことは、まことに喜ばしいことであります。

最近、原子力の問題に關連いたしまして、わが國においても、わが國の安全保障について國民の関心を一層深くいたしておりますが、わが國の安全を保障する唯一の道は、新憲法において嚴肅に宣言せられたるがごとく、わが國は非武装國家として、列國に先んじてみずから戦争を放棄し、軍備を撤去し、平和を愛好する世界の輿論を背景といたしまして、世界の文明と平和

と繁榮とに貢獻せんとする國民の決意をますます明らかにいたしまして、文明國世界のわが國に對する理解を促進することが、平和條約を促進する唯一の道と私は考えるのであります。(拍手)つら／＼敗戦の過去の事実を回想いたしますと、過去において、たまたまわが國が國際情勢に十分の知識を欠き、自國の軍備を過大に評価し、世界の平和を破壊してはばからざりしことが、遂にわが歴史を汚し、國運の興隆を妨げ、國民に、その子を失わしめ、その夫を失わしめ、その親を失わしめ、世界を敵として空前の不幸を持ち來したのであります。軍備のないところ、わが國民の安全幸福の保障でありまして、またもつて世界の信頼をつなぐゆえんであります。また平和國家として世界に誇るに足るゆえんであります。私は確信いたすのであります。ゆえに私は、國民諸君が國をあげて、あくまでもこの趣旨に徹底せられんことを希望するとともに、國民がかく覚悟すること、私は信じて疑わないのであります。(拍手)

政府は、さきにドッジ氏の勧告に基き、まず本年度におきまして、終戦後初めての均衡予算を編成し、經濟安定政策を實行し來つたのであります。幸いに米國の好意ある援助と國民諸君の努力によりまして、インフレーションの現段階においてはその進行を停止し、國民經濟はここに安定、正常

化したしまして、さらに積極的、本格的復興の段階に進みつつあることは、まことに諸君とともに御同慶に存するところであります。(拍手)
また、先般來訪のシャウブ博士の熱心なる調査研究の結果たる報告書に基き、マッカーサー元帥は、私に對して税制改正の勧告書を寄せられたのであります。政府は、右勧告書に基いて、現下の國情に適する広汎にして合理的なる租税制度を確立せんとして、目下成案を急いでおるのであります。
税制は政治の出発点であります。租税は歳入を基礎として課せらるべきものであります。税制及び課税の方法が公正にして民度に適合して初めてここに善政が生ずるのであります。國民の生活が安定するのであります。しかるに、多年軍備及び戦争遂行のために税制及び課税に多くのむりを來し、また不当にして公正ならざる徴税をあたえてはばからざるの風を生じましたことは、遺憾千萬であります。この積弊は一朝にして拂拭することは不可能であります。が、この積弊が改められて、ここに初めて國民の生活が安定し、政治が明朗となるのであります。政府も國民も相協力してこれが是正に努力いたさなければならぬのであります。
國民負担の軽減と災害復旧とは當面の急務であります。政府は、本年度の予算の執行にあたりまして、行政費、価格差補助金等各般の助成金の節減の

ほか、極力歳出の節約をはかり、これによつて捻出した額をもつて諸税の軽減をはかるとともに、応急の災害復旧費に充てんとするものであります。(拍手) 明年度においては、さらに不用不急の歳出を圧縮し、もつて諸税の調整軽減をはかる考えであります。(拍手)

最近における累次の風水害は、再建途上わが国経済に至大な障害を與えておるのであります。まことに罹災地方に対して同情にたえないのであります。しかしながら、災害の原因は異常なる降雨量にもよりますが、一面、多年治山、治水、利水、電力資源開発等を含む根本的総合国土計画が欠如しておつたということにも原因いたしておると考えるのであります。ゆえに政府は、この根本的総合国土開発施策を樹立いたしましたして、所要の経費を計上し、強力にこれを推進実行し、かねて公共事業費による失業問題解決にも資せんとするものであります。(拍手)

文教の基本を確立いたしましたして、民主国家を担当するにふさわしい国民を育成することは、今日において最も重要な国務の一つであります。政府は特に初等教育に力をいたし、健全なる思想と円満なる常識とを涵養せしむるに必要な施設を充実完備せんといたすものであります。

行政整理は去る九月末をもつて完了いたしました、来年度約二百余億円の行政費の節約をいたすことになつたのであり

ます。(拍手) さらに進んで、中央地方を通じ、行政制度全般にわたつて検討を加え、各種の統制経済の廃止、整理とともに、真に合理的であつて簡素なる行政機構を設け、一面各種補給金も漸次削減いたしまして、極力歳出の節約に努め、均衡財政方針を堅持するとともに、国民経済の基礎をますます強化いたしたいと考へるのであります。(拍手) いずれの時代、いずれの国においても、政府及び地方は国内最大の消費者であります。少しく油断すれば、行政費はとなく濫費せらるるのであります。戦後、わが国復興のために何としても行政を簡素化し、行政費の節約をいたさなければならぬのであります。が、ややとすれば官吏の増員、政府の援助救済資金の増加を要求するの弊が今なお政府内外にやまざること、まことに遺憾であります。(拍手) 国家公務員の一部には、官権を濫用して苛政を行い、行政手続をいたすに煩瑣にして、国民の怨嗟の的になつておることは、おおうべからざる事実であります。(拍手) 政府としては、この積弊排除に十分の注意を拂ひたいと考へるのであります。歳出の縮減、行政の簡素化も、国民諸君の協力、監視を得なければ実現はなはだ困難であります。私は、これがために国民諸君の最も理解ある協力を切望してやまないものであります。(拍手)

戦後、物資の極度に欠乏する場合に

は、自由経済に移行する段階として、統制もやむを得ないのであります。幸いに米国の援助及び生産の回復により、今や物資の統制を不必要とするもの、または有害とするに至れるものはなはだ多く、従つて政府は従来統制の整理もしくは廃止に努力して来ましたが、本年に至り、野菜を初めとして石炭、銅、非鉄金属、まき、水産物等多数を統制よりはすすることができました。なおこれに伴ひ、各種公団は大幅に整理または廃止を断行する所存であります。(拍手)

またさきに單一為替レートが国民の予期せる額より円安に設定せられて、貿易振興に寄與いたしたことは、諸君御承知の通りであります。ポンド切下げは、わが国輸出に一時はある程度の困難を加ふるでありましたが、三百六十円レート設定の当時、すでに三百六十円あり、また三百三十円説があつたのであります。が、将来の内外の経済環境を勘案いたしまして三百六十円に設定いたしましたのであります。政府は、生産費の切下げ、品質の改善等によつて販路の開拓に資するとともに、三百六十円レートをあくまでも堅持する考えであります。(拍手) もし政府が、この際現在の円為替レートを堅持することなく、わが国内外もまた、いたずらに切下げを待望するがごときものがありましたら、ただに輸出を阻害するのみならず、ようやく安定しつつある

わが経済を脅かすこととなるのであります。現に英国においても、ポンド切下げが早計であつたというような輿論が一部に発生いたしておるのであります。が、これはわが国においても最も有益なる参考資料といたすべきであると考へるのであります。(拍手) 他方貿易協定の締結、貿易統制管理の大幅の緩和等、輸出貿易進捗に政府はますます努力いたす考えであります。

また国際信義を守り、わが国の対外信用を高むることの大切なことは、申すまでもないのであります。政府は、戦争以来久しく停止いたしました外貨債の償却を再開する用意をいたしております。このことを、この機会において重ねて私はここに宣明いたしたいと思ふのであります。(拍手)

次に、農地改革によつて農村は自作農本位に再編成されましたが、政府は今後における国際情勢、経済情勢の変化に順応いたしますよう、農家の経営の安定をはかり、農業の基礎を確立するため、適切な農業政策を樹立実行いたすつもりであります。(拍手)

今日賃金ベースの改定について論議せられておりますが、賃金の改定は、ただちに物価に影響を及ぼし、再び物価と賃金との悪循環を誘発するおそれがありますから、政府はその改定を行わず、また減税と諸手当の充実、厚生施設等に注意いたしまして、極力実質賃金の増加をはかりまして、公務

員の生活の安定をはからんといたしておるのであります。(拍手) 数千万に上るわが労働力は、わが国に残された最大の資源であります。最近わが国労働運動は、ようやく健全にして建設的な方向をたどり、労働の生産性が高揚しつつあることは、私の深く喜びとするところであります。

行政整理、産業合理化の進捗の結果、相当数の失業者の発生をすおそれのあることは、まことに憂慮にたえないところでありますが、政府は、これが当面の応急策として、公共事業を拡充し、災害復旧事業、国土資源開発事業等に可及的多数の労働者を吸収するとともに、他面において緊急失業対策事業、失業保険制度の適切な運用と相まつて、失業者の生活を安定せしめんといたしております。しかしながら、ひつきき産業の振興、輸出の増進によつて、ただに現下の失業者を救済するのみならず、新たな労働の需要を誘致して、雇用の増大をはかる以外に失業対策はないのであります。(拍手) 政府はこの点に十分の注意をいたしたいと存するのであります。

在外邦人の引揚げにつきましては、終戦以来総司令部の非常な盡力により、各関係地方より昨年までに六百余万の送還をせられたのであります。さらにまた、本年六月下旬より現在に至るまで約八万五千人が送還されたのであります。しかしながら、いまだシ

ベリヤ、中共地区等に多数の同胞が残つておりまして、寒氣に向わんとする際、まことに心配にたえないのであります。今後とも関係方面の援助を得て、その引揚げ促進のため一層の努力を拂ひたいと考えております。

なお、過般国家公務員法に基き、人事院規則をもつて政府職員政治活動を規正いたしました。これはまことに適切かつ必要な措置であると考えられております。(拍手) 国家の奉仕者たる政府職員が、その公正な立場を保持するため、その行動に若干の制約を受けることは、当然であると私は信ずるのであります。(拍手)

およそ戦後における生活難に伴う社会不安が外国の煽惑なる思想を誘致し、国家を破壊と混乱に陥れんとするものを生ずることは、世界各国にその例を見るところであります。(拍手) わが国においても、自由と人格とを無視する暴力的、破壊的傾向の一部少数分子が近時治安を乱し、経済復興を阻害するがごとき好ましからざる事件を頻発せしめましたことは、はなはだもつて心外に存するところであります。

(拍手) 国民諸君は、批判力と自主的勇氣とを堅持して、治安及びわが復興を妨害するものに對し敢然これを排除し、国家の再建に國をあげて努力して他を顧みざることを、私は信じて疑わないのであります。(拍手) また熾激なる思想を抱くものといえども、経済生

活が安定し、健全なる国民思想が普及し、國際の環境が明朗となるとともに、自然愛國的民族意識に立ち帰るの日のあることを、私は確信して疑わないのである。(拍手) 政府は国民諸君の協力を得て、國家の平和と秩序維持に万全の措置を講ずる決心であります。以上のほか、中小企業対策、農林、水産業振興、運輸交通、通信の改革、社会保障制度及び地方財政の確立等は、ことごとく重要な時務であります。が、所管大臣より詳細説明いたすはすであります。(拍手)

第一 お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案(内閣提出)

○議長(幣原重成君) 日程第一、お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。郵政委員長石原登君。

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律

第一條 郵政省は、くじびきによりお年玉として金品を贈るくじびき番号つき郵便葉書(以下「お年玉つき郵便葉書」という。)を発行することができる。

2 前項の金品の単価は、二万円をこえてはならず、その総価額は、お年玉つき郵便葉書の発行総額の百分の五に相当する額をこえてはならない。

第二條 郵政大臣は、前條の規定により発行するお年玉つき郵便葉書につき、その発行前に、左に掲げる事項を告示しなければならない。

- 一 発行の數
- 二 売さばき期間
- 三 くじびきの期間
- 四 前條第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前條第一項の金品の支拂又は交付の期日

第三條 第一條第一項の金品は、お年玉つき郵便葉書の受取人又はその一般承継人(お年玉つき郵便葉書が配達されなかつたときは、その購入者又はその一般承継人)にもよりの郵便局において支拂い、又は交付する。

2 前項の支拂又は交付の手續は、郵政省令で定める。

第四條 前條の金品の支拂又は交付を受ける権利は、第二條第五号の支拂又は交付の期日から六箇月間行わないときは、時効によつて、消滅する。

第五條 郵政省は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に対する寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便切手又は郵便葉書(お年玉つき郵便葉書を含む。)を発行することができる。

2 前項の団体は、郵政大臣が、郵政審議会にはかつて指定する。

3 第一項の郵便切手又は郵便葉書には、同項の団体の名称又は記号及び寄附金の額を明確に表示しなければならない。

4 郵便局、簡易郵便局又は郵便切手類売さばき所において第一項の郵便切手又は郵便葉書を購入した者は、その購入によつて郵便切手又は郵便葉書に表示されている額の寄附金をその団体に寄附したものとす。

5 郵政省は、郵便振替貯金の方法により前項の寄附金を取りまとめ、遅滞なく第一項の団体に交付しなければならない。

6 前項の規定により寄附金の交付を受けた団体は、第一項の郵便切手又は郵便葉書の発行及び売さばきのため郵政省において特に要した費用を郵政省に納付しなければならない。

7 前項の費用の額は、郵政省と第一項の団体との協議によつて定めらる。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案(内閣提出)に関する報告書(都合により最終号の附録に掲載)

〔石原登君登壇〕

○石原登君 ただいま議題となりましたお年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案に關し、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

最初に政府の議案提出の理由並びに法案の内容の概略を御説明いたします。わが國民の美しい風習であるとともに、郵便事業としても重要な財源をなしておりました年賀郵便は、昭和十二年には約八億五千万通に達し、その収入額も郵便事業總収入額の一割ないし一割二分を占めるに至つたのであります。が、この年を境といたしまして、その後日華事変の勃発等による國民生活の変動に伴ひまして毎年激減の一途をたどり、昭和十六年からは、明治三十九年以來の慣行であつた年賀特別郵便の取扱ひも停止されるに至つたのであります。しかるに、終戦後國民生活の漸次改善されるに従ひまして年賀状の差出しも増加する機運を生じたので、昨年末から年賀特別郵便取扱ひの再開を見た次第であります。が、その利用数は約七千万通に過ぎず、その収入額も郵便事業總収入額のわずかに二分を占めるにすぎないありさまであつたのであります。かくのごとき事情にかんがみまして、政府におきましては、年頭のあいさつや郵便で交換する従来の好ましい風習を助成するとともに、近來赤字に悩みつつある郵便事業

の収入増加をはかりまして、年賀状の差出しを積極的の勧奨する目的をもつて、お年玉をつける年賀郵便葉書を発売することとし、このために本法律案が提出された次第でございます。

しかし本法律案の内容としては、お年玉として贈る金品単価及びその総価額の最高限度制限、右金品の支拂いまたは交付を受ける権利の消滅、時刻等々を規定いたしてありますほか、内外における慈善切手等の発行の例に徴しまして、郵便切手や、お年玉つき年賀郵便葉書等に、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に対する寄附金をつけて発行できるようにするため必要な事項も、あわせて規定いたしました次第でございます。

右法案の付託を受けた本委員会は、本月二日會議を開き、法案提出の理由、内容について、あらゆる角度から詳細検討を加え、政府側との間にも種々質疑応答を重ねたのであります。が、それらはすべて會議録に譲りたいと思ひます。

かくて委員会は、同日質疑を打ち切り討論に入つたのであります。その際日本共産党を代表いたしまして井之口政雄君より原案に反対の意見が述べられた後、ただちに採決に入り、多数をもつて原案を可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) 採決いたしました

す。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第二 日本銀行政策委員会委員長任命につき事後承認の件

○議長(幣原喜重郎君) 日程第二、日本銀行政策委員会委員に中山均君、岸喜二雄君、宮島清次郎君、荷見安君任命につき事後承認の件についてお諮りいたします。

本件の事後承認に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本件は承認するに決しました。(拍手)

第三 統計委員会委員長任命につき事後承認の件

○議長(幣原喜重郎君) 日程第三、統計委員会委員長に大内兵衛君任命につき事後承認の件についてお諮りいたします。

本件の事後承認に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて本件は承認するに決しました。(拍手)

第四 外国為替管理委員会委員長任命につき事後承認の件

○議長(幣原喜重郎君) 日程第四、外国為替管理委員会委員に杉原雄吉君任命につき事後承認の件についてお諮りいたします。

本件の事後承認に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本件は承認するに決しました。

第五 訴追委員兼任の件

○議長(幣原喜重郎君) 日程第五、訴追委員兼任の件につきお諮りいたします。訴追委員牧野寛素君、同塚田十一郎君、同足立梅市君より委員兼任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(幣原喜重郎君) つきましては、委員に三名の欠員を生じましたので、この際訴追委員の選挙を行います。

○山本猛夫君 訴追委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて議長は高橋英吉君、山口好一君及び田方廣文君を訴追委員に指名いたします。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) ただいま田方廣文君が訴追委員に指名された結果、訴追委員の予備員に一名の欠員を生じましたので、この際予備員の選挙を行います。

○山本猛夫君 訴追委員の予備員の選挙は、その手続を省略して議長において指名せられ、その予備員の職務を行う順序は議長において定められんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて議長は石井繁九君を訴追委員の予備員に指名いたします。

なお同君の職務を行う順序は第六順位といたします。

○山本猛夫君 國務大臣の演説に対する質疑は延期し、明後十日定刻より本會議を開きこれを行うこととし、本日はこれにて散会せられんことを望みます。

○議長(幣原喜重郎君) 山本君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時三十九分散会

出席國務大臣

- | | |
|---------|-------------|
| 内閣総理大臣 | 吉田 茂君 |
| 外務大臣 | 池田 勇人君 |
| 國務大臣 | 大藏大臣 高橋 英吉君 |
| 文部大臣 | 厚生大臣 林 讓治君 |
| 農林大臣 | 森 幸太郎君 |
| 通商産業大臣 | 稲垣 平太郎君 |
| 運輸大臣 | 大屋 晋三君 |
| 郵政大臣 | 小澤 佐重喜君 |
| 電気通信大臣 | 鈴木 正文君 |
| 労働大臣 | 益谷 秀次君 |
| 建設大臣 | 青木 孝義君 |
| 國務大臣 | 木村小左衛門君 |
| 國務大臣 | 樋貝 詮三君 |
| 國務大臣 | 本多 市郎君 |
| 國務大臣 | 増田 甲子七君 |
| 國務大臣 | 山口喜久一郎君 |
| 出席政府委員 | |
| 内閣官房副長官 | 郡 祐一君 |
| 人事院総裁 | 淺井 清君 |
| 人事官 | 山下 興家君 |
| 人事院事務総長 | 佐藤 朝生君 |
| 地方自治庁次長 | 遠山信一郎君 |

（朗読を省略した報告）

一、去る十月三十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律

一、去る五日幣原議長は、吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

（地方自治庁連
絡行政部長） 鈴木 俊一
（法制意見第二局
長） 法務府事務官 林 修三
（法制意見第三局
長） 法務府事務官 西村健次郎
（法制意見第一
局） 長 岡咲 恕一
（法制意見第二
局） 長 野木 新一
（労働基準局長） 寺本 廣作
（主計局司計課
長） 大蔵事務官 平井 平治
（特別審査
局長） 検査 吉河 光貞
（民事局長） 検査 村上 朝一
（社会局長） 厚生事務官 木村忠二郎
（運輸大臣官房
長） 運輸事務官 荒木茂久二

一、昨七日幣原議長は、吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

内閣官房副長官 菅野 義丸
一、去る十月三十一日召集に應じた議員は次の通りである。

京都府第二区選出 芦田 均君
長崎第二区選出 北村徳太郎君

石川県第二区選出 益谷 秀次君
広島第一区選出 松本 瀧蔵君
和歌山第一区選出 今村長太郎君
佐賀選出 永井 英修君
北海道第四区選出 岡田 春夫君
一、去る一日召集に應じた議員は次の通りである。

三重第二区選出 尾崎 行雄君
一、昨七日召集に應じた議員は次の通りである。

北海道第五区選出 伊藤 郷一君
一、昨七日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

六 足立 梅市君
一二 木村 俊次君
五八 清藤 唯七君
六六 永井 要造君
七八 山崎 岩男君
七九 岡田 安正君
八〇 寺本 齋君
八七 堀川 恭平君
一〇八 橋 直治君
一四〇 金原 舜二君
三六一 受田 新吉君
三六二 今澄 勇君
三六三 成田 知巳君
三六四 門司 亮君
三六五 久保田鶴松君
三六六 八百板 正君
三六七 上林與市郎君
三六八 松本 七郎君
三六九 石井 繁丸君

三七二 北川 定務君
三七三 赤松 勇君
三七五 勝間田清一君
一、去る十月三十一日理事互選の結果、次の通り当選した。

法務委員会
理事
角田 幸吉君 北川 定務君
小玉 治行君 高橋 英吉君
田嶋 好文君 石川金次郎君
小野 孝君 梨木作次郎君
大西 正男君 佐竹 晴記君
文部委員会
理事
岡延右エ門君 柏原 義則君
圓谷 光衛君 水谷 昇君
若林 義孝君 松本 七郎君
稻葉 修君 今野 武雄君
長野 長廣君 小林 信一君
一、去る一日議長において、次の通り常任委員の辞任を許可した。

人事委員 千葉 三郎君
水産委員 園田 直君
一、去る一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 園田 直君
水産委員 千葉 三郎君
一、去る二日理事互選の結果次の通り当選した。

地方行政委員会
理事 大石ヨシエ君
一、去る十月三十一日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

考査特別委員

神山 茂夫君 藤澤 克巳君
一、去る十月三十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考査特別委員
木村 榮君 横田甚太郎君
一、去る一日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

観光事業振興方策樹立特別委員
田中 堯平君
一、去る一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

観光事業振興方策樹立特別委員
梨木作次郎君
一、昨七日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

観光事業振興方策樹立特別委員
石原 登君
一、昨七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

観光事業振興方策樹立特別委員
苦米地英俊君
一、去る十月二十九日水産委員長から提出した左の公聴会開会承認要求書に対し、議長は同月三十一日これを承認した。

公聴会開会承認要求書
一、公聴会を開こうとする議案
漁業法案及び漁業法施行法案
一、意見を聞く問題
漁業法案及び漁業法施行法案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十七條により承認を求める。
昭和二十四年十月二十九日
水産委員長 石原 圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

一、去る一日水産委員長から左の公聴会開会報告書を提出した。
公聴会開会報告書
一、公聴会を開く議案
漁業法案及び漁業法施行法案
一、意見を聞く問題
漁業法案及び漁業法施行法案について

一、公聴会の日時
昭和二十四年十一月十六日、十七日、十八日、十九日 午前十時
右によつて公聴会を開くに決したから衆議院規則第七十九條により報告する。
昭和二十四年十一月一日
水産委員長 石原 圓吉
衆議院議長幣原喜重郎殿

一、去る十月三十一日内閣から提出した議案は次の通りである。
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
輸出品取締法の一部を改正する法律案
一、去る十月三十一日委員会に付託された議案は次の通りである。
家畜伝染病予防法の一部を改正する

官報号外 昭和二十四年十一月九日 衆議院會議録第六号 議長報告

七九

法律案(内閣提出第三号)

農林委員会付託

輸出品取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

通商産業委員会付託

一、去る十月三十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

船舶法の一部を改正する法律案
一、去る十月三十一日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案

一、常任委員長から提出した左の国政調査承認要求書に対し、議長は、去る十月三十一日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項 財政及び金融に関する事項

二、調査の目的 税制及び金融制度に関する諸調査

三、調査の方法 小委員会の設置、資料の要求、関係方面より説明並びに意見聴取等

四、調査の期間 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十四年十月二十八日

大蔵委員長 川野 芳満

衆議院議長幣原喜重郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項 電気通信行政に関する事項

二、調査の目的 電気通信事業の運営状況を調査し、その改善を図るため

三、調査の方法 関係各方面よりの説明並びに意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十四年十月二十八日

電気通信委員長 辻 寛一

衆議院議長幣原喜重郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項 地方自治、地方財政、警察制度及び消防制度に関する事項等

二、調査の目的 地方自治、地方財政、警察制度及び消防制度に関する法律の改正及び立案等

三、調査の方法 関係方面よりの説明聴取並びに参考資料の要求及び小委員会の設置等

四、調査の期間 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十四年十月二十九日

地方行政委員長 中島 守利

衆議院議長幣原喜重郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項 一、国際経済に関する総合的調査
一、講和会議に関連する諸問題

二、調査の目的 一、国際経済の現状及び動向を調査し、国民外交並びに国策の樹立に資す

一、講和條約に関する準備研究

三、調査の方法 官民各方面より意見の聴取、及び資料の要求

四、調査の期間 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十四年十月二十九日

外務委員長 岡崎 勝男

衆議院議長幣原喜重郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項 厚生行政に関する事項

二、調査の目的 公衆衛生、社会保障、婦人、児童保護等に関する諸調査並びに対策樹立

三、調査の方法 関係各方面より説明聴取、資料の要求等

四、調査の期間 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十四年十月二十九日

厚生委員長 堀川 恭平

衆議院議長幣原喜重郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項 食糧、蚕糸、畜産、林業、開拓、土地改良、農業課税、農林金融及びその他農政一般に関する事項

二、調査の目的 農林政策の確立のための諸調査

三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面より意見聴取、報告及び記録の要求等

四、調査の期間 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十四年十月二十九日

農林委員長 小笠原八十美

衆議院議長幣原喜重郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項 一、教育行政に関する事項
二、新制大学、六・三制問題に関する事項

三、教育委員会に関する事項
四、国宝保存に関する事項
五、新興宗教に関する事項

二、調査の目的 文部行政確立のため

三、調査の方法 関係各方面より意見聴取、資料の要求及び小委員会設置等

四、調査の期間 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十四年十月三十一日

法務委員長 花村 四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十四年十月三十一日

文部委員長 原 彪

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は、昨日いづれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項 法制に関する事項、訟務に関する事項、検察行政に関する事項及び裁判所の司法行政に関する事項

二、調査の目的 法制、訟務、検察行政及び裁判所の司法行政の適正を期するため

三、調査の方法 小委員会の設置、関係方面よりの意見聴取、資料の要求等

四、調査の期間 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十四年十月三十一日

法務委員長 花村 四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項 郵政行政に関する事項

二、調査の目的 郵政事業の運営状況を調査し、その改善を図るため

三、調査の方法 関係各方面より説明並びに意見の聴取、資料の要求等

四、調査の期間 本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四條により承認を求める。

昭和二十四年十月三十一日

郵政委員長 花村 四郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

右によつて国政に関する調査を致し
たいから衆議院規則第九十四條によ
り承認を求める。

昭和二十四年十一月二日

郵政委員長 石原 登

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、去る二十七日提出した緊急質問
は、次の通りである。

薪炭特別会計に関する緊急質問（井
上良二君提出）

現行社会保険制度の危機突破に関す
る緊急質問（岡良一君提出）

石炭手当及び寒冷地手当に関する緊
急質問（松澤兼人君提出）

失業対策に関する緊急質問（前田種
男君提出）

諸類統制撤廃に関する緊急質問（金
子與重郎君提出）

一、去る十月三十一日提出した緊急質
問は、次の通りである。

貿易振興対策に関する緊急質問（山
手満男君提出）

海運復興に関する緊急質問（米窪満
彦君提出）

一、去る十月三十一日議員から提出し
た質問主意書は次の通りである。

十津川、吉野川総合開発に関する質
問主意書（竹村奈良一君提出）

一、去る二日議員から提出した質問主
意書は次の通りである。

図書館の利用に関する質問主意書
（並木芳雄君提出）

一、去る四日議員から提出した質問主

意書は次の通りである。

国民厚生上、医学に関する質問主意
書（井出一太郎君提出）

農業協同組合の育成に関する質問主
意書（並木芳雄君提出）

一、去る五日議員から提出した質問主
意書は次の通りである。

日本国有鉄道の独立採算制に関する
質問主意書（柄澤やま子君提出）

一、昨七日議員から提出した質問主意
書は次の通りである。

石炭手当に関する質問主意書（柄澤
やま子君提出）

滞納問題に関する質問主意書（柄澤
やま子君提出）

果実の国鉄運賃等級等に関する質問
主意書（田中堯平君提出）

北海道における六・三制に関する質
問主意書（柄澤やま子君提出）

衆議院会議録第一号中正誤

頁 段 行 誤 正
二四七 参議院考査 衆議院考査
特別委員会 特別委員会

二五二三 前途 前述
一九五五 西本久之君 西村久之君

衆議院会議録第二号中正誤

頁 段 行 誤 正
二九一三 薄弱 薄弱

衆議院会議録第三号中正誤

頁 段 行 誤 正
三三二 可決たし。 可決した。

三三六 大蔵委員会 大蔵委員会
三三三 会催 開催

三二〇 法議 決議
三〇一 署名 署内

四〇〇 三 昭和二十四 外国為替管
年政令第三 理委員会令
百三十三号 及び昭和
三十四年政 令
第三百四十 号

